

広島県告示第九百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、府中市斗升町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、府中市長から届出があつた。

平成二十三年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

				上	欄	下	欄
	山	林	部	耕	地	部	
字	地	番		字			
小川ノ元	二七五の二、二七六の二	梅之木原					
山	林	部		山	林	部	
字	地	番		字			
嶽山	二四九の二	小川ノ元		小川ノ元			
				耕			
柱松	乙二八五、三〇一、三〇二、乙三〇三	小川ノ元		山	林	部	
梅之木原	三六一の四、三七一の一、三七一の二及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部 三八五、三九八の二及び三九五に隣接する道路である市有地の全部	嶽山					
	四三九の一、四三九の二、四四七						
金ヶ迫	四八二の三						
古屋							